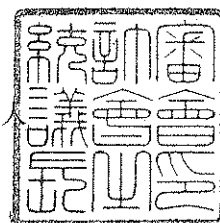




統 審 議 第 9 号
平成18年11月10日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰



諮問第311号の答申

平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について

厚生労働省は、平成19年に実施される国民生活基礎調査（指定統計第116号を作成するための調査）について、保健、医療、福祉、年金、就業、介護、所得等の国民生活の実態をよりの確に把握するとともに、調査の円滑な実施を確保するため、調査事項、調査方法等の見直しを行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）は、国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の基礎資料になると同時に、現在、社会的関心を集めている少子高齢化、生活習慣病、所得分布等に関する基礎資料を提供するなど、内外からも高い関心を集め、利用度の高い調査である。

本調査は昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模調査を実施、中間年には世帯の基礎的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施しているものである。調査は、5種類の調査票（世帯票、健康票、所得票、貯蓄票及び介護票）により構成されており、大規模調査においては5種類すべてについて、簡易調査においては世帯票及び所得票の2種類について実施される。平成19年に実施される今回の調査は平成16年調査に次ぐ8回目の大規模調査に当たる。

今回の調査計画は、世帯票と健康票を中心とした調査事項の見直しと自計申告方式の導入などを主たる改正点とするものである。

1 今回の調査計画について

（1）調査事項

ア 世帯票

本調査の5種類の調査票のうち、世帯票については、世帯及び世帯員に関する基本的事項を把握するとともに、厚生労働省が行う世帯調査の調査客体を抽出するた

めの親標本としての情報を提供する最も基幹的な調査票である。今回調査は、本調査目的に即した必要最小限の就業関係項目を残し、平成16年の大規模調査（以下「前回調査」という。）において新設した就業関係の「主な仕事のほかに別の仕事（の有無）」、「すぐには（仕事に）就けない理由」、「現在の主な仕事に就いた時期」、「雇用保険の加入状況」及び「企業規模・官公庁の別」、「職業分類番号」の6項目を削除する計画である。

これは、これらの項目が、専門的かつ詳細な項目であることから、個人情報保護に対する意識の高まりに伴う調査非協力世帯の増大を想定して削除することとしているものである。

これらの項目のうち、「雇用保険の加入状況」については、前回調査において的確な把握が困難であったこと、把握方法に検討を要する点があると考えられること等から、また、「主な仕事のほかに別の仕事（の有無）」については、報告者負担を軽減する観点から、いずれも削除することはやむを得ないものと認められる。

しかしながら、「すぐには（仕事に）就けない理由」、「職業分類番号」、「企業規模・官公庁の別」及び「現在の主な仕事に就いた時期」については、就業との関係を含めた国民生活の多様な実態の把握を行う上で必要な基本的情報であることから、引き続き調査事項とすることが必要である。

イ 健康票

健康票については、①近年の社会生活環境の急速な変化及び複雑化に伴い、心の健康が重要かつ身近な問題となっていること及び国際的にも心の健康にかかわるデータの把握について議論されていることを踏まえ、ハーバード大学医学部 Kessler 教授らが開発した「こころの健康の実態を把握する測定基準」（以下「K 6」という。）を追加し、また、②疾病の予防や早期発見等のために医療機関に支払った費用を「病気」に密接に関係ある費用として把握するための調査項目に追加するとともに、③長期的な診療が必要な傷病については、通院期間の傾向がほぼ把握できたため、「最も長く通っている傷病の通院期間」を削除する計画である。

これらのうち、K 6 の追加については、諮問第291号の答申「平成16年に実施される国民生活基礎調査の計画について」（平成15年11月）（以下「前回答申」という）において、こころの健康についての的確な実態把握の必要性を指摘されたこと及び国際的な動向を踏まえたものであり、悩みやストレスの原因等も含めた実態把握のための基本的情報の整備に資するものであり、適当である。

また、「病気の予防等で医療機関に支払った費用」についても、前回答申における、健康に関して負担している費用の範囲を明確にする必要があるとの指摘を踏まえ追加するものであり、適当である。

なお、「正常な妊娠・分娩のために支払った費用」については、必ずしも病気に密接な関係があるとまでは言えないとして、「病気の予防等で医療機関に支払った費用」から除外することは、おおむね適当である。

しかしながら、記入者の混乱を招かないよう、調査票あるいは「記入のしかた」などに「正常な妊娠・分娩のために支払った費用」を除外することを明記する必要がある。

「最も長く通っている傷病の通院期間」については、平成10年調査から過去3回にわたる調査における結果がほぼ同一であり、把握方法に更に工夫を要する点があることから削除するものであり、やむを得ないものと認められる。

なお、健康票の調査事項のうち、「健康上の問題で床についた日数」は、健康が日常生活に及ぼす影響をより広範囲に把握する観点から、「健康上の問題で床にいたり、普段の活動ができなかった（仕事・学校を休んだ、家事ができなかった等）日数」と修正することが適当である。

（２）調査方法

調査方法については、これまで、調査員による面接聞き取り（他計申告方式）により調査票を作成してきた世帯票及び介護票の調査について、被調査世帯の抵抗感が強く、調査業務の難度も高いことから調査員の確保が困難になりつつある現状を踏まえ、自計申告方式に変更する計画である。

このことについては、前回答申の指摘を踏まえたものであり、世帯票については、その導入の可能性を検証するため平成17年に実施した予備調査結果において、自計申告方式の調査によっても他計申告方式と遜色のない調査結果が得られたことから、適当である。

また、介護票についても、平成16年の事後調査の結果、調査票の記入が支障なく行われていることが検証されており、自計申告方式に変更することは適当である。

なお、今回調査の実施に当たっては、調査方法の変更が結果精度に及ぼす影響等を評価し、本調査の改善に資する観点から、申告方式の変更に伴って生じた問題点や調査対象世帯の協力状況などを把握・分析する必要がある。

（３）調査票の設計

世帯票の調査票様式については、調査方法を自計申告方式に変更することに伴い、世帯全体に関する事項を把握する様式と世帯員ごとの事項を把握する様式に分割し、また、世帯員の記入欄について、連記する世帯員数を現行の4名から3名に変更する計画である。

このことについては、従前の他計申告方式では「調査の手引」に記載していた調査事項に関する説明を、世帯票に分かりやすく記述する必要が生じたため、これまでのA3版両面1枚の調査票に分量的に収まらなくなったことによるものであり、また、高齢者等への配慮から文字の大きさをある程度保つ必要があること等から、やむを得ないものと認められる。

（４）集計・公表

集計事項については、各調査票について個別集計のほか、各調査票間のクロス集計を行う計画であるが、利用者の利便性を高める観点からみておおむね適当である。

ただし、健康票において新たに追加したK6については、国民のこころの健康のよりの確な把握のため、他の調査事項とのクロス集計を行うなど適切な集計を行う必要がある。さらに、今回の調査結果を精査の上、例えば、K6の点数を合計した結果表の作成に向けて、その方法などについて検討する必要がある。

2 今後の課題

(1) 調査の円滑な実施の確保

ア 所得票の自計申告方式化について

所得票を自計申告方式に変更することについては、プライバシー意識の高まり等統計調査をめぐる環境が年々厳しくなっている中で、自計申告方式の導入は報告者や調査員の負担が軽減されと考えられることから、引き続き検討する必要がある。

イ 調査協力の確保について

本調査には各種後続調査の親標本を設定する基礎資料を提供する役割があり、その成否が後続調査の結果精度に大きな影響を与えることから、十分な広報を実施することなどにより、世帯の調査への協力を確保し、回収率と結果精度の維持向上を図る必要がある。

(2) 母集団の推定方法について

本調査において都道府県別の推計人口による比推定により母集団を推定する方法が採られていることについては、より適当な推定を行う観点から、例えば、他の標本調査で採られている推定方法との比較を行うなどの研究を行うことが必要である。

(3) データ利用の拡大について

現在、多様な統計利用へのニーズの高まりに応じて、試験的な匿名標本データの作成が行われているが、本調査においても学術研究目的等の二次的利用の推進のために、データの利用拡大に向けた検討・研究を進めることが必要である。

(4) 調査事項について

社会経済情勢の変化に対応して多様化する国民生活の実態をよりの確に把握するために、学歴や、所得と健康状態の変化を把握する事項等の追加の必要性について検討することが望まれる。